

答 申 第 554 号

第 1 審議会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、第 3に掲げる審査請求（以下「本件各審査請求」という。）の対象となる保有個人情報が存在しないことを理由として行った一部開示決定及び非開示決定（以下「本件各処分」という。）は、妥当である。

第 2 審議会における判断及び答申

本件各審査請求は、同一の審査請求人が、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「旧条例」という。）に基づいて実施機関に対して行った、本件各処分に係るものであり、いずれの審査請求においても、実施機関の処分の妥当性の判断において検討すべき内容等に類似する点が認められることから、審議会はこれらについて一括して判断し、答申を行うものとする。

第 3 審査請求に至る経過

1 審査請求①について

(1) 令和 2年11月26日、審査請求人は、旧条例に基づき、実施機関に対し、次に掲げる個人情報の開示請求（以下「本件開示請求①」という。）を行った。

①私の〇〇に関する訴訟について名古屋市から〇〇弁護士に支払われている金額の分かるもの及び委任状（見積書、請求書、支払証拠書、支払明細等を含む）

②名古屋市が本件に関し弁護士を立てて訴訟を進めていることの法的根拠の分かるもの（条例等を含む）

(2) 同年12月 9日、実施機関は、本件開示請求①に対して、アの保有個人情報を特定し、イの理由により一部開示決定（以下「本件処分①」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ア 特定された保有個人情報

- 1 委任状(名古屋地方裁判所平成30年(行ウ)第〇号)
- 2 委任状(名古屋地方裁判所平成30年(行ウ)第〇号)
- 3 委任状(名古屋高等裁判所平成31年(行コ)第〇号)
- 4 委任状(名古屋高等裁判所令和元年(行コ)第〇号)
- 5 委任状(名古屋地方裁判所令和 2年(行ウ)第〇号)
- 6 委任状(名古屋地方裁判所令和 2年(行ウ)第〇号)

- 7 委任状(名古屋地方裁判所令和 2年(行ウ)第〇号)
- 8 請求書(名古屋地方裁判所平成30年(行ウ)第〇号及び名古屋地方裁判所平成30年(行ウ)第〇号の着手金)
- 9 請求書(名古屋地方裁判所平成30年(行ウ)第〇号の報酬金)
- 10 請求書(名古屋地方裁判所平成30年(行ウ)第〇号の報酬金)
- 11 請求書(名古屋高等裁判所平成31年(行コ)第〇号の着手金)
- 12 請求書(名古屋高等裁判所平成31年(行コ)第〇号の報酬金)
- 13 請求書(名古屋高等裁判所令和元年(行コ)第〇号の着手金)
- 14 請求書(名古屋高等裁判所令和元年(行コ)第〇号の報酬金)
- 15 請求書(名古屋地方裁判所令和 2年(行ウ)第〇号、名古屋地方裁判所令和 2年(行ウ)第〇号及び名古屋地方裁判所令和2年(行ウ)第〇号の着手金)
- 16 支出振替命令書(名古屋地方裁判所平成30年(行ウ)第〇号及び名古屋地方裁判所平成30年(行ウ)第〇号の着手金)
- 17 支出振替命令書(名古屋地方裁判所平成30年(行ウ)第〇号の報酬金)
- 18 支出振替命令書(名古屋地方裁判所平成30年(行ウ)第〇号の報酬金)
- 19 支出振替命令書(名古屋高等裁判所平成31年(行コ)第〇号の着手金)
- 20 支出振替命令書(名古屋高等裁判所平成31年(行コ)第〇号の報酬金)
- 21 支出振替命令書(名古屋高等裁判所令和元年(行コ)第〇号の着手金)
- 22 支出振替命令書(名古屋高等裁判所令和元年(行コ)第〇号の報酬金)
- 23 支出振替命令書(名古屋地方裁判所令和 2年(行ウ)第〇号、名古屋地方裁判所令和 2年(行ウ)第〇号及び名古屋地方裁判所令和 2年(行ウ)第〇号の着手金)
- 24 名古屋市が本件に関し、弁護士を立てて訴訟を進めていることの法的根拠の分るもの(条例等を含む)

イ 一部を開示しない理由

旧条例第20条第 1項第 4号に該当

上記 8から15まで及び19から23までの行政文書に記載されている弁護士の印影及び銀行口座については、弁護士が事業活動を行う上での内部管理に関する情報であって、公にすることにより、弁護士の事業運営に支障をきたすと認められるため。

上記24については、開示請求に係る保有個人情報が記載された行政文書を作成し、または取得していないため。

(3) 令和 3年 3月 1日、審査請求人は、本件処分①を不服として、名古屋市長に対して審査請求(以下「本件審査請求①」という。)を行った。

2 審査請求②について

- (1) 令和 2年12月10日、審査請求人は、旧条例に基づき、実施機関に対し、次に掲げる個人情報の開示請求（以下「本件開示請求②」という。）を行った。

私の〇〇に関する訴訟の請求書の着手・報酬の金額の内訳の分かるもの（支払明細）

- (2) 同月23日、実施機関は、本件開示請求②に対して、開示請求に係る保有個人情報が記載された行政文書を作成し又は取得していないことを理由に、非開示決定（以下「本件処分②」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 令和 3年 1日、審査請求人は本件処分②を不服として、名古屋市長に対して審査請求（以下「本件審査請求②」という。）を行った。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分のうち、以下に示す 2点を非開示とした部分を取り消すとの裁決を求める。

- ① 請求訴訟費用 1件当たり〇〇円と 〇〇円の 1/3についての支払済み差額総合計の〇〇弁護士に対する還付請求書及び領収書の開示。
- ② 支払訴訟費用に対して〇〇弁護士が発行した領収書の開示。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び調査回答書で主張している審査請求の理由はおおむね次のとおりである。

(1) 本件審査請求①について

ア 訴訟提起手数料の収入印紙額は訴額によって決定される。それと同様に訴額は弁護士費用、着手金及び報酬金のベースになるものと審査請求人は考える。

イ 従って、〇〇弁護士が請求した総合計〇〇円の金額及びそれに対して支払われた金額はあくまでも当初の訴額〇〇万円に基づいて計算された金額であり、その後に訂正された訴額、〇〇円及び〇〇円に基づいて計算された金額ではない。

ウ 訂正された新たな訴額に基づいて計算された着手金及び消費税等は、〇〇円(消費税等〇〇円)であり、更にそれらは 3件の事件分であるから1件当たりにすればさらにそれらの 3分の 1の金額となり、約〇〇円程度となる。

エ 以上で述べた訴額に関しては、その道のプロである〇〇弁護士が知らないはずはないと審査請求人は考える。

オ 従って、当然〇〇弁護士には名古屋市民の血税から支払われた過分の弁護士費用に対する還付義務がある事は当然であるが、更にそれらの事を知りつつ今日に至るまでその義務の履行を放置している事実は、その弁護士としての資質に著しく欠けていると言わざるを得ない。

カ 問題は「支払基準」それ自体にこそある。

キ 今まで上記に引用して来た経済的利益こそ、民事訴訟法（訴訟の目的の価額の算定）第 8条に規定する、「訴えで主張する利益」、即ち「訴額」である。

ク 弁護士費用は、第一義的には経済的利益が（その基準として）考慮されており、事案の難易はあくまでも第二義的なものとして示されているものと審査請求人は考える。

ケ 経済的利益が万単位のものと億単位のものとに対する着手金に対して何等の区分をも考慮する事無く、1件当たり全て一律〇〇万円とする名古屋市の「支払基準」は、社会通念上殆どあり得ない事ではないであろうか。

コ また弁明書においては、「支払基準」なるものは何等具体的に示されてはいないし、又「支払基準」に合理性が認められることやその理由についても何ら記載されていない。

サ 名古屋市は「個人情報一部開示決定通知書」の中で〇〇弁護士に対して、その口座振替登録番号に訴訟手数料を振込んでいるとしている。

シ 従って、訴訟手数料を受取った〇〇弁護士は少なくともその受取った証として然る可き額の収入印紙を貼った領収書を名古屋市に対して発行

しているはずであり、仮に発行していないとするのであれば、〇〇弁護士は印紙税法等に違反している事になる。

ス 「領収書」は確定申告等に於いても何か問題が発生した場合には、その提示等が必要とされて来るし、本件に於いては血税による支払である為、その受領の証として当然発行、又請求されて然る可きものでは無いのかと審査請求人は考える。

セ 弁明書では単に「領収書を請求していないため、〇〇弁護士から領収書が交付されることはなかった。」としか記載されておらず、実施機関は法的義務がないことや問題が認められないことなどを考慮した結果から領収書を請求しないとの決定が成されたものではないと思われる。

ソ 名古屋市は、同法第 486条に規定されている請求権自体を自ら放棄してしまっている。

タ 然しながら、血税がどのように使用されたのかをしっかりと検証することは、納税市民に与えられた権利であり、行政にはこうした市民の権利に答える義務がある。

(2) 本件審査請求②について

ア 〇〇弁護士からは「名古屋市に対して日当の請求をしていない事に対する回答」が何等示されなかつた為、審査請求人が或いは日当に関しては「支払明細」の中にあるかも知れないとも思い名古屋市に対してその開示を求めたものである。

イ 名古屋市は「個人情報一部開示決定通知書」の中で〇〇弁護士に対して、その口座振替登録番号に訴訟手数料を振込んでいるとしている。

ウ 従って、訴訟手数料を受取った〇〇弁護士は少なくともその受取った証として然る可き額の収入印紙を貼った領収書を名古屋市に対して発行しているはずであり、仮に発行していないとするのであれば、〇〇弁護士は印紙税法等に違反している事になる。

エ 「領収書」は確定申告等に於いても何か問題が発生した場合には、その提示等が必要とされて来るし、本件に於いては血税による支払である為、その受領の証として当然発行、又請求されて然る可きものでは無いのかと請求人は考える。

才 弁明書では単に「領収書を請求していないため、〇〇弁護士から領収書が交付されることはなかった。」としか記載されておらず、実施機関は法的義務がないことや問題が認められないことなどを考慮した結果から領収書を請求しないとの決定が成されたものではないと思われる。

カ 名古屋市は、同法第 486条に規定されている請求権自体を自ら放棄してしまっている。

キ 然しながら、血税がどのように使用されたのかをしっかりと検証することは、納税市民に与えられた権利であり、行政にはそうした市民の権利に答える義務がある。

第 5 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 本件審査請求①について

- (1) 審査請求人は、本件開示請求①に関し、〇〇弁護士に対する「還付請求書」及び「領収書」が特定された保有個人情報に含まれておらず、文書の特定に漏れが生じていると主張したいようである。
- (2) しかしながら、審査請求人の〇〇に関する訴訟について、実施機関が〇〇弁護士に何らかの金銭を過払いしていたという事実はなく、審査請求人の言う「還付請求書」や「領収書」を実施機関は作成及び取得していない。このため、本件処分①に文書の特定漏れはなく、審査請求人の主張には理由がない。
- (3) なお、審査請求人は、本件開示請求①に係る「金額」について誤解が生じていると思われる所以、念のため、これについて説明しておく。
実施機関では、被告の代表者が名古屋市長である訴訟事件等に係る事務の処理を弁護士に委任する際に支払う訴訟手数料について、「訴訟手数料支払額の基準」（以下「支払基準」という。）に基づき、名古屋市訴訟代理人に対し、支払事務を行っている。
- (4) 支払基準第 2条によれば、訴訟事件の着手金の額は、原則として、「審級ごとに 1件〇〇万円に消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）を加えた額」とされており、「ただし、当該訴訟事件の難易を勘案のうえ、事案の処理が…軽易であると認められるものは 1件〇〇万円に消費税等相当額を加えた額とする」こととさ

れている。

- (5) また、支払基準第3条によれば、訴訟事件の報酬金の額は、原則として、「本市の依頼の目的を達したと認められる場合に審級ごとに支払うものとし、その額は、当該訴訟事件の着手金の額と同額とする」とこととされている。
- (6) さらに、支払基準第4条には、当該弁護士が複数の事件を受任し、かつ、その紛争の実態が共通であると認められる場合や、当該弁護士が新たに受任した事件が、既に係属している事件と紛争の実態が共通であると認められる場合において、当該「弁護士が受任した事件の件数の割合に比して1件当たりの事務量が軽減されるとき」は、上記にかかわらず、当該弁護士との協議の上、着手金又は報酬金を減額することができる旨が規定されていることから、必ずしも1件当たりの訴訟手数料の金額が支払基準第2条又は第3条に規定されている金額に限られるわけではない。
- (7) 本件審査請求①の審査請求書において、「審査請求の趣旨」に示されている「〇〇円」は、支払基準第4条に基づき、審査請求人を原告とする紛争の実態が共通する訴訟事件2件につき、同一弁護士に委任したことから、1件当たりの訴訟手数料を減額して得た金額である。
- (8) また、「〇〇円」についても同様に、支払基準第2条及び第4条に基づき、事案の処理が軽易であり、かつ審査請求人を原告とする紛争の実態が共通する訴訟事件3件につき、同一弁護士に委任したことから、1件当たりの訴訟手数料を減額して得た金額である。
- (9) したがって、上記「〇〇円」及び「〇〇円」という訴訟手数料は、どちらも、被告の代表者が名古屋市長である訴訟事件の件数、難易等を勘案し決定された、独立する訴訟手数料であり、審査請求人が主張するように、訴訟手数料について訴額を基に算出していることはなく、また、当該訴額が減額されたとしても訴訟手数料の額が減額されるようなものではないため、差額を還付請求するなどということはない。

2 本件審査請求②について

- (1) 実施機関では、被告の代表者が名古屋市長である訴訟事件等に係る事務の処理を弁護士に委任する際に支払う訴訟手数料の額について、支払基準に基づき、名古屋市訴訟代理人に対し、訴訟手数料の支払事務を行っている。

- (2) 支払基準第 2条及び第 3条により訴訟手数料は着手金及び報酬金として一定の額が定められており、第 4条により減額できる余地こそあるものの、最終的には一定の額が支払われることとなる。
- (3) このため、実施機関としては、審査請求人が求める「支払明細」を作成する必要がないことから、当該「支払明細」は存在しないものであり、本件処分に違法不当な点はない。
- (4) ところで、本件審査請求②において、審査請求人は、「支払訴訟費用に對して○○弁護士が発行した領収書」が存在するはずであると主張するが、そもそも、債務者が領収書を請求しなければならない法的義務はなく、請求がなければ、債権者が自ら進んで領収書を交付しなければならない法的義務もない。
- (5) なお、民法（明治29年法律第89号）第 486条には、受取証書（領収書）の交付請求権が定められているが、これは、あくまでも弁済をする者の権利を定めたものにすぎず、弁済を受領する者の受取証書の交付を義務付ける規定ではない。
- (6) 実施機関は、○○弁護士に對して訴訟手数料を口座振替にて支払っており、領収書を請求していないため、○○弁護士から領収書が交付されることはなかった。
- (7) また、審査請求人は、領収書がなければ印紙税法などに違反するとの趣旨の主張をしているが、印紙税は現実に作成された文書に課される税であり、文書の存在自体を推認させる根拠にはならない。

第 6 審議会の判断

1 争点

本件審査請求①及び②の対象となる「還付請求書」及び「領収書」（以下「本件各保有個人情報」という。）が存在するか否かが争点となっている。

2 答申に当たっての適用条例について

名古屋市個人情報保護条例（令和 4年名古屋市条例第56号。以下「新条例」という。）が令和 5年 4月 1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審議会は、新条例附則第 2 条第 2 項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

3 旧条例の趣旨等

旧条例の目的は、第 1条に規定しているように市民の基本的人権の保護及び市政の適正かつ円滑な運営の確保に寄与しようとするものである。そして、このような目的を達成するためには、市が保有する自己の個人情報は、開示が原則とされている。

当審議会は、条例における原則開示の理念に立って条例を解釈し、本件処分が妥当か否かを判断する。

4 本市における訴訟事務について

本市を被告とする訴えが提起された場合、当該訴訟事件等に係る事務は総務局法制課又は当該訴訟に関する事務を所管する課が行っている。審査請求人の〇〇に関する訴訟については総務局法制課及び健康福祉局が担当していたものである。

裁判所より送達された訴状は、総務局法制課で收受し、当該訴えに関する事務を所管する課に訴状の写しが送付される。訴えに係る事実関係を確認後、訴えの内容を考慮の上、弁護士に訴訟を委任するとともに、答弁書を作成する。

5 訴訟手数料の支払い事務について

弁護士の報酬(費用)は、弁護士と本市間の委任契約に基づく報酬であり、日本弁護士連合会は、弁護士に対し、弁護士の報酬に関する規程等をもって、経済的、事案の難易、時間及び労力その他の事情から適正妥当なものであることを求めているが、報酬の種類、金額、算定方法、支払い時期等については、双方の合意によって定めるものとしている。

現在、本市では、被告の代表者が市長である訴訟事件等に係る事務の処理を弁護士に委任する際に支払う訴訟手数料について、支払基準に基づき、訴訟代理人に対し、支払い事務を行っており、受任する弁護士との間でこれらの手続が合意されている。

支払基準には、報酬の種類を着手金と報酬金によるものとして、金額は、支払基準第 2条により、訴訟事件の着手金の額は「審級ごとに 1件〇〇万円に消費税額等相当額を加えた額」とした上で「当該訴訟事件の難易を勘案のうえ、事案の処理が困難であると認められるものは 1件〇〇万円に消費税相当額を加えた額とし、軽易であると認められるものは 1件〇〇万円に消費税相当額を加えた額とする」と定めている。このような定額を基本とした弁護士の報酬の定め方には、本市の弁護士の報酬(費用)の支払い基準として相応の合理性も十分認められる。すなわち、訴額は原告だけで算定した請求額によるだけに、必ずしも紛争の実態・規模、弁護士の手数の繁簡、事件の難易

度を反映するわけではない。その結果、訴額だけを着手金の算定の基礎によれば、事案によっては弁護士の報酬が高額に失することも十分起こり得るものであり、その定額制は、その防止に資する。また、仮に訴額が少額であったとしても、訴訟手続が本市を被告とする行政事件である以上、受任弁護士には相当な手数や作業が必須と考えられる。これらを総合すれば、支払基準には合理性が認められる。

この点、審査請求人は、着手金額が、訴額をベースとして事案ごとに算定されることを前提としており、本市と受任弁護士間では着手金についても、その前提を適用すべきであるとの見解あるいは支払基準に対する非難は、独自の見解であって、これを採用することはできない。

6 本件各保有個人情報の存否について

- (1) 審査請求人は自身の〇〇に関する訴訟について、実施機関は弁護士に対する還付請求書及び弁護士が発行した領収書を保有しているため、本件各処分に係る実施機関の保有個人情報の特定に不備があると主張している。
- (2) 訴訟手数料の支払い事務は上記 5のとおりであり、本市を被告として提起された訴訟事件等に係る事務の処理を弁護士に委任する際に支払う訴訟手数料の額は支払基準にて、受任弁護士との間で合意の上で運用されており、そこに問題はなく、当該訴額が減額されたからといって、直ちに着手金を減額すべき理由はない。
- (3) 領収書については、上記第 5の実施機関の主張のとおり、債務者が領収書を請求しなければならない法的義務はなく、請求がなければ、債権者が、自ら進んで領収書を交付しなければならない法的義務もない。そればかりでなく、本市は弁護士に対して、訴訟手数料を口座振替にて支払っており、その支払先、支払い金額及び支払いの事実は、その領収書を請求するまでもなく、その支払い等につき疑義が生じる余地はなく、本市が受任弁護士に対し領収書の交付を求めなかつたとしても、そこに問題は認められない。
- (4) 以上のことから、本件開示請求①及び②に係る保有個人情報を作成し、又は取得していないとする実施機関の説明に特段不合理な点はなく、他に本件各保有個人情報に該当する行政文書の存在を認めるに足りる事情も認められないため、本件各保有個人情報が存在しないことを理由として行った本件各処分は妥当であると言える。

7 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

第 7 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
令和 3年 7月 2日	本件各審査請求に係る諮問書を受理
7月 26日	本件各審査請求に係る弁明書を受理
9月 10日	本件各審査請求に係る反論意見書を受理
令和 5年 7月 21日 (令和 5年度第 4回)	調査審議
8月 18日 (令和 5年度第 5回)	調査審議
9月 15日 (令和 5年度第 6回)	調査審議
令和 6年 2月 16日 (令和 5年度第11回)	調査審議
9月 20日 (令和 6年度第 6回)	調査審議
11月 15日 (令和 6年度第 8回)	調査審議
12月 20日 (令和 6年度第 9回)	調査審議
令和 7年 2月 12日	本件審査請求に係る審査請求人の調査回答書受理
2月 21日 (令和 6年度第11回)	調査審議
3月 21日 (令和 6年度第12回)	調査審議
3月 28日	答申

第 8 手続に関する付言

審査請求人は、本件審査請求に係る審理において、旧条例第56条の口頭意見陳述を希望しており、令和 5年 7月に日程調整を行ったところ、新型コロナウイルス感染症に対する懸念から、令和 6年11月頃まで延期してほしい旨の希望があった。令和 6年 8月に再び日程調整を行ったが、同様の理由から不調となつたため、令和 6年10月にビデオ会議による実施を提案し、再度日程調整を行つたものの、再び不調となつた。

上記の経緯を踏まえ、本件処分の妥当性について、当審議会は答申に至る

手続として旧条例第55条第4項の規定により、審査請求に係る事件に関し必要な調査（以下「本件調査」という。）を、以下のとおり実施した。

1 令和7年1月16日付け「名古屋市個人情報保護条例第55条第4項の規定による調査について」と題し、審査請求人に対し、同年2月14日までの意見書及び資料の提出を求めた。

※審査が長期化しているところ、迅速かつ効率的な審理・審査を行うため、当審議会の意見に反論する主張や根拠を調査項目として、審査請求人の意見書及び資料の提出を求めたものである。

2 同年2月12日、審査請求人から当審議会に対し、本件調査の回答として調査回答書の提出があった。

3 同月21日、当審議会は、上記2の調査回答書を踏まえ、本件審査請求について改めて調査審議を行い、結論をまとめた。

よって、当審議会は、本件審査請求に対して審査請求人から申出のあった旧条例第56条第1項に定める口頭意見陳述について、上記日程調整等に係る経緯に鑑み、口頭意見陳述の実施は当審議会の結論に影響を及ぼすものではないことから、旧条例第56条第1項ただし書により、その必要がないと判断する。